七〇一林班　い小班　三十二号から四十八号まで及び五十二号から五十六号まで
ろ小班　四十九号から五十一号まで
岩手県岩手郡雫石町橋場上荒沢
二番　三十一号
一番三　五十七号から六十三号まで
一番六　六十四号及び六十五号
一番二　六十六号及び六十九号から七十四号まで
一番二地先河川敷　六十七号及び七十五号
岩手県岩手郡雫石町橋場荒沢
二三番三　七十六号から八十五号まで及び九十一号から百一号まで及び百三号から百七号まで
二三番一一　八十六号から九十号まで
二三番一四　百二号
二三番一二　百八号から百十三号まで
岩手県岩手郡雫石町橋場上野山
三二一番　百十四号から百二十九号まで及び百三十二号から百三十四号まで及び百三十八号から百四十六号まで
岩手県岩手郡雫石町橋場坂本山国有林
六九六林班　イ[1]小班　百三十号、百三十一号及び百三十五号
に[1]小班　百三十六号、百三十七号、百四十七号及び百四十八号

○国土交通省告示第四百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　竜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡雫石町橋場龍川山国有林
六九九林班　は小班　一号から三号まで及び三十一号から五十七号まで
六九七林班　る[3]小班　四号から十九号まで
六九八林班　い[1]小班　二十号から三十号まで
二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
(一)　荒沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡雫石町橋場荒沢
二三番一一地先河川敷　一号から三号まで
二三番一一　三十七号から四十五号まで
岩手県岩手郡雫石町橋場上荒沢
一番二　四号から二十号まで
岩手県岩手郡雫石町橋場龍川山国有林
七〇二林班　い[1]小班　二十一号から二十七号まで
七〇三林班　い[2]小班　二十八号から三十六号まで

○国土交通省告示第四百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　竜川

次に掲げる土地に存する標柱一号から百五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と百五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡雫石町橋場龍川山国有林
六九七林班　と[1]小班　一号、二号及び六号から九号まで及び十四号
ハ[3]小班　三号から五号まで
は小班　十号及び十一号
に小班　十二号及び十三号
へ[1]小班　十五号及び十七号から十九号まで
い[2]小班　十六号及び二十八号から三十号まで及び六十八号

り小班　二十号から二十七号まで
ろ小班　百四十九号及び百五十号
七〇一林班　い小班　三十二号から四十八号まで及び五十二号から六号まで
ろ小班　四十九号から五十一号まで
岩手県岩手郡雫石町橋場上荒沢
二番　三十一号
一番三　五十七号から六十三号まで
一番六　六十四号及び六十五号
一番二　六十六号及び六十九号から七十四号まで
一番二地先河川敷　六十七号及び七十五号
岩手県岩手郡雫石町橋場荒沢
二三番三　七十六号から八十五号まで及び九十一号から百一号まで及び百三号から百七号まで
二三番一一　八十六号から九十号まで
二三番一四　百二号
二三番一二　百八号から百十三号まで
岩手県岩手郡雫石町橋場上野山
三二一番　百十四号から百二十九号まで及び百三十二号から百三十四号まで及び百三十八号から百四十六号まで
岩手県岩手郡雫石町橋場坂本山国有林
六九六林班　イ[1]小班　百三十号、百三十一号及び百三十五号
に[1]小班　百三十六号、百三十七号、百四十七号及び百四十八号

○国土交通省告示第四百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十七年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和二十三年建設省告示第百十七号で指定した葛子川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を一般国道四百三十二号道路敷に沿って結んだ線までの区間の土地の区域

広島県竹原市新庄町
字西枌谷　二〇九一番二地先河川敷　一号
二〇九〇番二地先河川敷　三号
字上枌谷　二一四三番四地先河川敷　二号
二一四三番四地先河川敷　四号
二　昭和三十一年建設省告示第千八百六号で指定した深原川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域
広島県安芸郡熊野町
字深原平　二六八二番二〇八　一号
二六八二番一三九　二号
字東深原　九八番一　三号
九八番一一　四号

○防衛省告示第五十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十六日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年四月二日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。